

Ⅲ まちづくりの推進方策

- 1 整備計画と整備段階
- 2 都市施設整備の推進方策
- 3 市街地開発事業の推進方策
- 4 実現化に関する体制づくり

1 整備計画と整備段階

1-1 整備計画と整備段階の考え方

これまで検討してきた「全体構想」及び「地域別構想」に基づき、都市整備を具体化していくための整備段階について検討します。

整備計画については、都市計画マスタープランの計画期間である概ね 20 年間にわたる計画を網羅し、種別や実施手法別に短期整備計画・中期整備計画・長期整備計画の 3 期間に分類し、概ねの整備時期を方向付けるものです。

○短期整備計画

既に計画が策定されており、事業中あるいは実施の段階にあるもの、または総合計画の実施計画に位置付けられ、整備効果が高く地域の理解が得られつつある事業を対象とし、概ね 5 年後までに事業化が図られるものを短期整備計画とします。

○中期整備計画

総合計画における基本計画に位置付けられており、計画推進にあたって地域の理解や合意を得ていくもの、あるいは都市計画決定を行うもの、または今後の計画策定や総合計画の実施計画に位置付けていくなど、現段階での整備熟度が低い事業を対象とし、概ね 10 年後までに事業化を進めるものを中期整備計画とします。

○長期整備計画

概ね 20 年後までに計画決定の準備を進め、それ以降の事業化を目指すものを長期整備計画とします。

なお、本市のまちづくりにおいては、中核都市にふさわしい都心づくりや都市基盤整備による生活環境の向上、都心部への人口誘導、首都圏をにらんだ交流人口の増加などが課題となっています。

そのため、都市整備においては、市街地を中心とした基盤整備や生活環境整備の推進などに重点的かつ優先的に取り組んでいく必要があります。

2 都市施設整備の推進方策

2-1 道路・交通

本市と周辺都市の連携による活力ある広域都市圏の形成を目指し、北関東自動車道へのアクセス道路及び渡良瀬川に分断された市街地の一体性を強める環状道路などの整備を重点施策とし、各路線に対する緊急性、事業効果などを考慮し、整備時期を以下のとおりとします。交差点改良等の局部改良や、電線類地中化などの無電柱化などについても、緊急性や事業効果が高い箇所については、積極的に整備を推進します。

なお、北関東自動車道へのアクセス道路(他の市における区間)及び県道上藤生大洲線の拡幅整備については、関係機関と調整し、整備の推進を要請していきます。

また、緊急性や事業効果を考慮し、都市計画道路の見直しを図り、効率的な整備を推進します。

表 3-1 道路・交通整備に関する推進方策

	施策内容	計画状況	位置づけなど	短期	中期	長期
1	3. 5. 44 錦・琴平線の整備 (中通り大橋線～昭和橋線区間)	計画中	内環状道路	○		
2	3. 4. 13 昭和橋線の整備	計画済	内環状道路	○		
3	3. 4. 10 赤岩線の整備(堤～桐生駅)	計画済		○		
4	3. 3. 2 広沢線の整備	計画済			○	
5	3. 4. 6 本町線の整備 (新桐生駅～広沢区間)	計画済		○		
6	3. 5. 22 幸橋線	計画済		○		
7	新桐生駅東口広場の整備	計画済	地域中心核	○		
8	新桐生駅西口広場の整備	計画済	地域中心核		○	
9	中通り大橋線の延伸区間の整備	計画中	広域アクセス道路		○	
10	新規路線(琴平～菱区間)の整備	構 想	内環状道路			○
11	上記以外の内環状道路として位置付けられる路線の整備	構 想	内環状道路			○
12	3. 4. 28 新宿南線の整備	計画済			○	
13	3. 4. 11 昭和通り線の整備	計画済			○	
14	3. 6. 39 相生岩宿線の整備	計画済			○	
15	3. 6. 30 小友線(境野町側未整備区間)の整備			○		
16	3. 6. 30 小友線(両国橋左岸～県境区間)の整備	計画済		○		
17	3. 5. 26 天王宿天沼線の整備 (愛宕神社～みどり市大間々町区間)	計画済			○	
18	新規路線(国道 50 号～太田強戸スマート IC 区間)の整備	計画中	広域アクセス道路	○		
19	新規路線(渡良瀬幹線道路)	計画中	広域アクセス道路	○		

※各施策の位置については後段の整備計画位置図を参照。

2-2 公園・緑地

都市緑地法に位置付けられている“緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画”として「緑の基本計画」を改定し、これに基づき、公園計画や緑地保全の施策を推進します。また、潤いのある都心環境づくりのため、水辺空間を再生した新たな都市空間として新川を位置付け、重点施策として整備を推進します。

表 3-2 公園・緑地整備に関する推進方策

	施策内容	計画状況	位置付けなど	短期	中期	長期
1	渡良瀬川河川緑地の整備（自然エリア（境野水処理センター付近））	計画済	渡良瀬川拠点		○	
2	渡良瀬川河川緑地の整備（スポーツレクリエーションエリア（錦桜橋から中通り大橋））	計画済	渡良瀬川拠点		○	
3	渡良瀬川河川緑地の整備（スポーツエリア（桐生大橋から錦桜橋））	計画済	渡良瀬川拠点		○	
4	渡良瀬川河川緑地の整備（自然保全学習エリア（赤岩橋から桐生大橋））	計画済	渡良瀬川拠点		○	
5	梅田台緑地の整備	計画済	梅田湖拠点	○		
6	桐生市運動公園の整備	構 想	運動公園地区拠点		○	
7	新川の整備	構 想	市街地緑化の推進		○	
8	浅間山総合公園の整備	構 想	総合公園候補地区			○

※各施策の位置については後段の整備計画位置図を参照。

2-3 下水道

生活環境の向上を目指し、桐生処理区の相生地域や川内地域(段階的認可による整備)を整備重点地区とし、面的整備などと調整を図り、整備を推進します。桐生処理区の広沢地域、新里地域などその他の地域についても調整のうえ、整備を図ります。

また、合流式下水道区域については、雨天時における雨水吐きマンホール内からの越流水減少のための堰改良や、ゴミ流出防止のためのスクリーン設置など、公共用水域の汚濁負荷を軽減し、水質保全上の下水道の役割を十分果たすように緊急改善整備を推進します。

表 3-3 下水道整備に関する推進方策

	施策内容	計画状況	位置付けなど	短期	中期	長期
1	相生地域の下水道整備	計画済	桐生処理区	○		
2	川内地域の下水道整備(事業計画区域)	計画済	桐生処理区	○		
3	川内地域の下水道整備(事業計画区域外)	計画済	桐生処理区		○	
4	広沢地域の下水道整備	計画済	桐生処理区	○		
5	梅田地域の下水道整備	計画済	境野処理区	○		
6	菱地域の下水道整備	計画済	境野処理区	○		
7	新里地域の下水道整備(事業計画区域)	計画済	桐生処理区	○		
8	新里地域の下水道整備(事業計画区域外)	計画済	桐生処理区		○	
9	放流水の高度処理	構 想	境野水処理センター		○	
10	下水道施設の再構築	構 想	境野処理区		○	

※各施策の位置については後段の整備計画位置図を参照。

3 市街地開発事業の推進方策

3-1 市街地開発事業

中心市街地の活性化や人口の誘導を目指し、密集市街地や低未利用地などがみられる地区などについて優先的に整備を進めるために、事業効果及び事業化に対する実現性(地域住民の合意形成)を考慮し、整備時期を次のとおりとします。

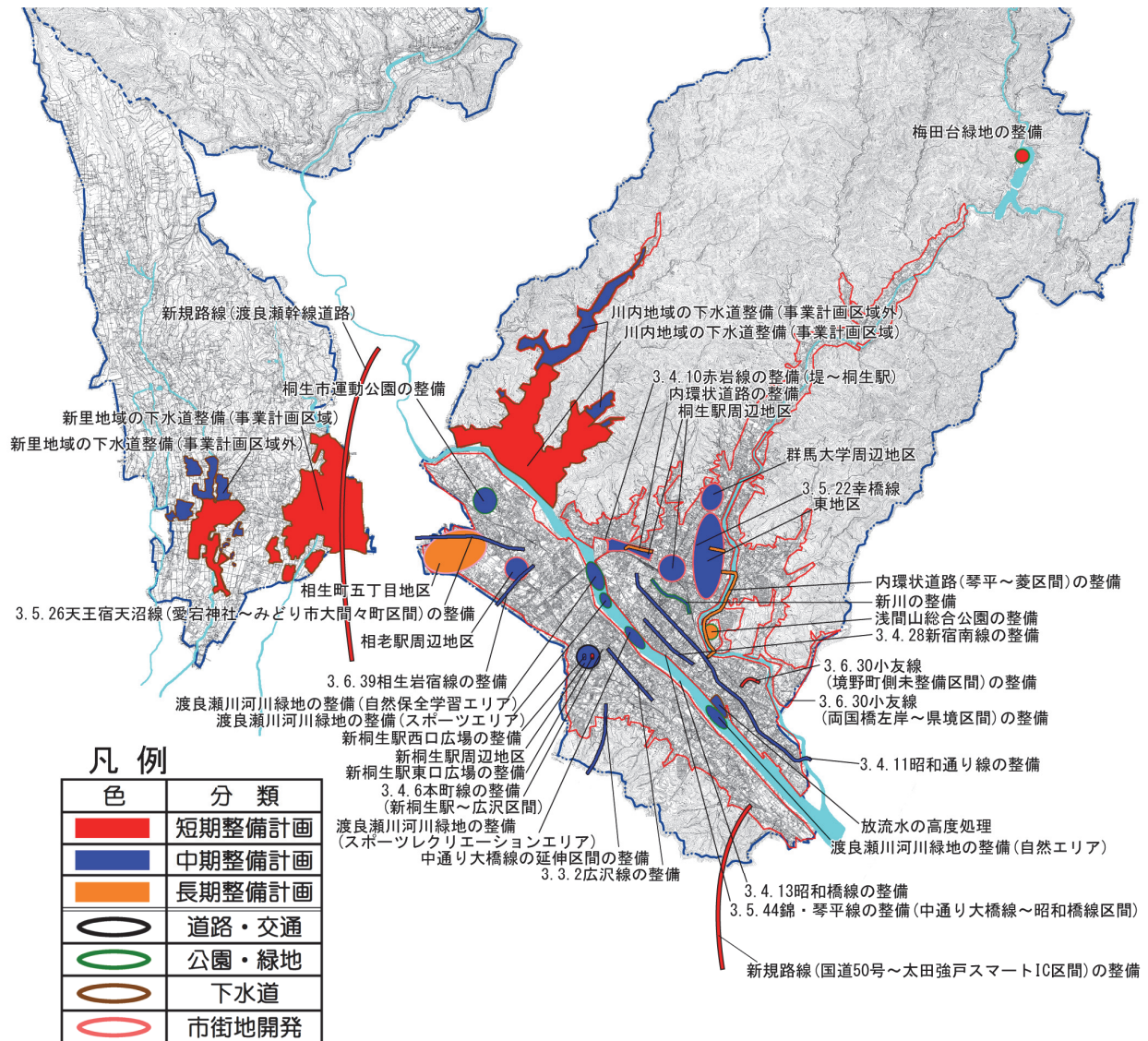
また、地区計画やまちづくり協定とあわせて効率的な事業展開を図ります。

表 3-4 市街地開発事業に関する推進方策

	施策内容	計画状況	位置付けなど	短期	中期	長期
1	桐生駅周辺地区	構 想	土地区画整理事業、市街地再開発事業など検討地区		○	
2	東地区	構 想	都市再生区画整理事業、住宅街区整備事業など検討地区		○	
3	群馬大学周辺地区	構 想	土地区画整理事業など検討地区		○	
4	新桐生駅周辺地区	構 想	土地区画整理事業など検討地区		○	
5	相老駅周辺地区	構 想	土地区画整理事業など検討地区		○	
6	相生町五丁目地区	構 想	土地区画整理事業など検討地区			○
7	既決定計画の見直し		桐生駅裏土地区画整理事業の区域見直し	○		

※各施策の位置については後段の整備計画位置図を参照。

図 3-1 整備計画位置図



4 実現化に関する体制づくり

4-1 都市計画マスタープランの実現化

(1)個別部門計画の充実と相互の連携

都市計画マスタープランは、総合的なまちづくりのガイドラインであり、都市整備に関わる道路、公園、住宅、景観、防災などの個別部門計画の上位計画として位置付けられます。

また、まちづくりは、都市整備に関わる部分だけでなく、福祉、教育、文化等の様々な分野とも関連しています。そのため、都市整備に関わる部門相互だけでなく、幅広い部門とも連携を図りつつ、個別部門計画の充実により、都市計画マスタープランで示されている内容を具体化し、まちづくりを推進します。

ただし、個別部門計画が既に策定されており、それに基づいた計画や事業が進められている場合には、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針を踏まえつつ、計画、事業の継続的な推進を図っていくものとします。

4-2 実現に向けての方策

(1)役割分担と協力によるまちづくりの推進

暮らしやすいまち、働きやすいまちをつくり育てていくためには、その地域の市民が「自分たちのまちは自らの手でつくる」という共通認識を持ち、主体的にまちづくりを推進していくことが基本となります。

そのため、市は市民のパートナーとして、まちづくりに関する情報や技術の提供、主体的に活動する市民への支援を行います。また、企業も市民であるという認識のもとに、適切な役割を果たしていくことが必要です。

このような市民主体のまちづくりを基本としながら、市民・企業・行政の役割分担と相互の協力により、創造的かつ開かれたまちづくりの推進を図ります。

(2)市民参加の推進

①まちづくりに関する情報の提供、周知、啓発

市と市民が協力してまちづくりを進めていくためには、市民自らも自分たちのまちの課題を把握し、まちづくりの必要性を認識する必要があります。そのためには、市と市民がまちづくりに関する情報を共有していることが前提となり、市はまちづくりに関する情報提供を積極的に行っていく必要があります。

また、市と市民の合意形成を図るために、市のまちづくりに対する考え方や方針、まちづくりの進め方や成果について、市は継続的にPRし、まちづくりに関する市の施策の周知及び啓発を行っていきます。

②計画づくりへの参加と住民合意の形成

都市計画マスタープランの実現のためには、個別部門計画の充実と地域レベルの整備計画の検討を市民参加のもとに進め、地域の市民が主体的に活動できる組織の育成や活動への支援を推進し、住民合意の形成を図ります。

(3)まちづくりの支援

①庁内検討体制づくり

都市計画マスタープランに基づき、総合的なまちづくりを進めていく上で、様々な課題に対処していくためには、庁内の横断的な取り組みが必要であることから、庁内の合意形成を得るための体制づくりを進めます。

②まちづくりの支援

現行の用途地域を補完し、地域に根ざしたきめの細かいまちづくりを進めていくためには、地区計画などの法的制度の活用やまちづくりルールを活用が必要であり、これらのまちづくりの手法を活用していくためには、住民自らが、自分たちのまちをどのように改善していくかについて、合意形成に努め、互いに協力しながら推進していくことが重要です。

市は、そのための支援として、まちづくり活動に関する相談体制の充実やパンフレットの作成などの積極的な支援を図ります。

③関係機関との連携の強化

都市計画マスタープランの実現のためには、市が主体性を発揮し、まちづくりを推進していくことが基本となります。また、市のまちづくりにおける事業の実施においては、国、群馬県及び近隣市との連携を強化するとともに、市の施策への協力を積極的に要請します。

(4)財源の確保と効果的な運営

①まちづくり財源の確保

まちづくりの推進には多くの費用が必要です。そのため、より多くの財源が地方へ適切に委譲されるよう、国・群馬県に強く要請するとともに、国や群馬県の補助事業についても積極的に導入し、財源の確保に努めます。

②まちづくりの効果的な運営

まちづくりの推進においては、まちづくり全体への波及効果、防災性や住環境の視点から見た緊急性などを考慮し、限られた財源を有効かつ効果的に投資し、適切な運営を図ります。

また、民間開発や個別建て替えについて、適切に誘導していくことにより、効果的なまちづくりを推進します。特に大規模開発や建築については、緑化やオープンスペースの確保、住環境や防災性への配慮など、都市計画マスタープランに適合するよう指導、誘導を図ります。

